

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録  
議事要旨

( 整理番号 0709 )

第3回 栃木地方最低賃金審議会

令和7年8月5日 公開

|      |   |       |               |
|------|---|-------|---------------|
| 開催日時 | 令和7年8月5日(火)   |       | 17時00分～17時20分 |
| 開催場所 | 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室                               |       |               |
| 開催状況 | 公益を代表する委員   | 出席 4人 | 定数 5人         |
|      | 労働者を代表する委員  | 出席 5人 | 定数 5人         |
|      | 使用者を代表する委員  | 出席 5人 | 定数 5人         |
| 主要議題 | 1 栃木県最低賃金の改正決定について<br>2 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について(諮問)<br>3 その他 |       |               |

|          |     |
|----------|-----|
| 議事録・議事要旨 | 議事録 |
|----------|-----|

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>只今から、令和7年度第3回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 —</p> <p>公益代表委員の黒川委員が欠席。</p> <p>委員15名中14名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 —</p> <p>本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果5名の傍聴申込みがあり5名が傍聴することを報告。</p> <p>また、報道機関3社が取材されていることを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> |
|-----|---|

|       |  |
|-------|--|
| 藤井会長  | <p>開始予定時刻を大きく過ぎてしまい、傍聴の皆様、報道機関の皆様には大変お待たせしてしまいましたが、これより議事を進めたいと思います。</p> <p>傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようにお願いします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは最初に、議題（1）の「栃木県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>本年度の栃木県最低賃金の改正審議につきましては、7月5日に開催されました第1回審議会において、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、専門部会に調査審議を付託したところです。</p> <p>その後、専門部会において3回にわたり審議を行い、先ほど開催された第3回専門部会において、改正決定について結論に達しました。</p> <p>その議決について専門部会運営規程第9条に基づき報告があります。</p> <p>事務局は、専門部会報告書（写）を全ての委員に配付してください。</p> |
| 事務局   | — 専門部会報告書（写）を配付 —  |
| 藤井会長  | 事務局は、確認のため朗読してください。  |
| 事務局   | — 専門部会報告書（写）を朗読 —  |
| 藤井会長  | 只今の報告書について、何か御質問などはございますか。   |
| 各代表委員 | — 意見等なし —  |
| 藤井会長  | <p>特にないようですので、以上が専門部会の報告となります。</p> <p>なお、7月5日に開催した第1回栃木地方最低賃金審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、専門部会の決議が全会一致の場合には審議会の決議とするとしております。</p> <p>事務局は答申文（写）を委員及び傍聴人に配付してください。</p>   |
| 事務局   | — 答申文（写）を配付 —  |
| 藤井会長  | 事務局は確認のため答申文を朗読してください。   |
| 事務局   | — 答申文（写）を朗読 —  |
| 藤井会長  | 只今の答申文について、御質問等ありますか。  |

|   |   |
|---|---|
| 各代表委員<br>藤井会長<br>局長、会長<br>藤井会長<br>局 長<br>藤井会長 | <p>— 意見等なし —</p> <p>特にないようですので、只今から、栃木県最低賃金の改正決定について、栃木労働局長に答申を行います。<br/>それでは、局長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>— 答申文を手交 —</p> <p>只今、局長に答申しました。<br/>ここで、栃木労働局長より挨拶があります。</p> <p>厚生労働省栃木労働局長の川口でございます。只今、令和7年度栃木県最低賃金の改正決定のご答申をいただきました。まずは皆様に御礼申し上げます。誠にありがとうございました。</p> <p>改正決定の諮問から本日のご答申に至るまで、3回の専門部会が開催され、専門部会委員の皆様が、忌憚のない活発な議論を開いてくださっている状況は、事務局から逐次報告を受けておりました。</p> <p>本審において改めて審議を行うことなく、専門部会の場において全会一致を得たうえでご答申いただけましたことは、何より、労使それぞれの各代表委員が全会一致を積極的に目指し、熱い主張を繰り広げながらも互いの主張にも真摯に耳を傾けて最大限歩み寄ってくださったこと、また、藤井部会長はじめ公益委員の皆様の公平・公正かつ粘り強い進行の賜物と考えております。</p> <p>また、専門部会委員のみならず、本審の委員におかれましても、専門部会委員と逐次意見調整する等、ご尽力いただいたものと承知しております。</p> <p>栃木労働局といたしましては、本日のご答申を踏まえ、新たな最低賃金の発効に向け、所要の手続を進めてまいります。</p> <p>また、最低賃金の効力発生に合わせ、多くの関係者の皆様に、最低賃金の周知を図るとともに、その履行確保のための行政指導に努めてまいりたいと考えております。皆様におかれましても、それぞれのお立場でのご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>結びに、大変タイトなスケジュールの中での集中的なご審議、その上で本日ご答申いただきましたことに、改めて心からの感謝の意を表し、私からの挨拶といたします。</p> <p>誠にありがとうございました。</p> <p>次に議題（2）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。</p> <p>既に設定されている塗料製造業をはじめとした6つの産業の最低賃金の改正決定の必要性について、局長から諮問が行われます。よろしくお願ひします。</p> |
|---|---|

|       |   |
|-------|---|
|       | 一 諮問文を手交 一  |
| 局長、会長 |   |
| 藤井会長  | 只今、局長より令和7年度の栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、諮問を受けました。<br>事務局は、諮問文の写しを全ての委員に配付してください。  |
| 事務局   | 一 諮問文（写）を配付 一   |
| 藤井会長  | それでは、事務局は、諮問文を朗読してください。   |
| 事務局   | 一 諮問文を朗読 一  |
| 藤井会長  | 事務局は、諮問の経緯等について説明してください。  |
| 事務局   | 一 申出状況及び審査結果等説明 一<br>申し出のあった6産業については、審査結果、適正と認め受理していることを説明。<br>なお、各種商品小売業については、申出に伴って提出された労働協約額の最低額が本日の栃木県最低賃金改正の答申額を下回っているため、特定最低賃金改正のルール上、今年度の改正審議には残念ながら適さない旨を説明。<br>また、塗料以外の特定最低賃金の現行額は、本日答申のあった地域別最低賃金がそのまま改正発効された場合、これを下回ってしまうため、特定最低賃金が次回改正発効されるまでの間、それら産業も地域別最低賃金が適用されることを説明。 |
| 藤井会長  | 只今の説明に関し、御質問などはございますか。  |
| 各代表委員 | 一 質問等なし 一   |
| 藤井会長  | 特に御質問などがないようであれば、只今諮問された栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性については、第1回最低賃金審議会において設置した特別小委員会を8月19日に開催し、その審議結果を踏まえ、8月21日に予定されている第4回最低賃金審議会において、審議することとなります。<br>なお、この必要性の「あり」、「なし」につきまして、現時点において労働者側と使用者側との意向が一致しているようであれば、8月19日の特別小委員会の開催を省略することも可能かと思われますが、必要性に関して、労働者側の御意向はいかがでしょうか。                     |
| 労働者代表 | 労働組合に所属する組合員から出された申し出ですので、必要性あります。  |

|        |  |
|--------|--|
| 藤井会長   | 使用者側はいかがでしょうか。   |
| 使用者代表  | 必要性ありと考えております。   |
| 藤井会長   | 現時点で労使ともに「必要性あり」とのことですので、8月19日の特別小委員会の開催は省略したいと思いますが、事務局の方では、規程上のこととを含めて問題ないでしょうか。   |
| 事務局    | 規程に関するごことを含め、特に問題ございません。   |
| 藤井会長   | それでは、8月19日の特別小委員会の開催は省略することといたしますので、8月21日に予定されている第4回審議会での審議をよろしくお願いします。<br>なお、現時点で労使ともに「必要性あり」とのことですが、それまでの間にもし翻意されるようであれば、その意思を速やかに事務局にお伝えください。<br>続いて、議題(3)の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。 |
| 各代表委員  | — 意見、質問等なし —   |
| 藤井会長   | 特にないようであれば、事務局から栃木県最低賃金の公示から発効までの手続きと、今後の審議日程について説明してください。   |
| 事務局    | — 栃木県最低賃金の公示から発効までの手続き及び審議日程について説明 —   |
| 藤井会長   | 只今の説明について、御質問などございますか。   |
| 各代表委員  | — 質問等なし —  |
| 藤井会長   | 特に御質問などがないようですので、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により一部非公開とした部分を除き公開いたします。<br>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。                          |
| 労・鈴木委員 | 労働者側は、鈴木でお願いします。   |
| 使・鈴木委員 | 使用者側は、鈴木でお願いします  |

藤井会長

それでは、労働者代表の鈴木委員と使用者代表の鈴木委員にそれぞれお願ひいたします。

以上を持ちまして、第3回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。

本日は、第3回専門部会を含め、長時間にわたり、お疲れさまでした。

ありがとうございました。